瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月一日）
伊藤　清晴　太田　重郎
菊地　俊　増田　稔
浅野　一夫

瑞宝小綬章を授ける
伊藤千鶴子　柿平　勇　竹田　隆
徳丸　信輔　樋口　芳美　松元　昭男

瑞宝双光章を授ける（各通）
明石　満　杉本　淳
東浦　康孝　吉村　節三

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二日）
新井　貢　石田　公正　関　一徳
瀬戸陽太郎　松山　誠　宮本　匡男
森林　貞夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
杉浦　正佳　馬内　栄一　宮下　富男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月三日）
石立　志郎　仙台　正利

瑞宝小綬章を授ける（各通）
大塚　宏　大山　昌之　片山　主計
小原　武直　小松　正　羽賀　公彦
山田　誠昭

瑞宝双光章を授ける（各通）
小豆野次則　久保寺和一　倉田　富穂

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月四日）
内田　和昭　大場　孝雄
穴井　博文　奥野　勇　島貫　稔　徳谷　肇
徳永　国広　林　啓二　兵頭　昇
矢部　泰

瑞宝双光章を授ける（各通）
金田　章　鈴木　忠男　中野　四郎
古田　道信　宮下　道雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月五日）
（松江工業高等専門学校名誉教授）　松崎　修
（松江工業高等専門学校名誉教授）　松崎　豊

瑞宝小綬章を授ける（各通）
遠藤　博　大西　稔　大橋　弘行
小林　正人　西尾　壽

瑞宝双光章を授ける（各通）
加藤　弘聖　久保田　勉

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月六日）
大坂　道夫　五十嵐　亨　遠藤　税　大山　一三
北村　行央　佐々木　正　佐藤　清
杉　重光　杉本　匡　世古　恭一
原田　精治　松本　靖

瑞宝小綬章を授ける
（西宮市公立学校長）
（二等陸佐）　安永　敏之
由井新一郎

瑞宝双光章を授ける（各通）
荒木　茂行　芝崎　欽也
馬場　澄男　向田　健治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月七日）
（佐賀大学名誉教授）　和佐野喜久生

瑞宝小綬章を授ける
井上　敬新　大澤　茂　大坪　直哉
木村　利光　半谷　匡　松本　昭英

瑞宝双光章を授ける（各通）
岩崎　直　海老名喜好

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月八日）
山下　幸雄

瑞宝双光章を授ける（四月十日）
沼田　水正

瑞宝単光章を授ける（四月十八日）
ペルー国人　ルイス・タケハラ・シロタ

旭日双光章を贈与する（三月十一日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年四月二十八日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

松波　勲　渡部　淳　豊澤　明
藪中　幸雄　池上　幸保　倉島　重友
山根紀美子　黒田　賢三　澤田田津子
小川　信治　清川　孝男　吉田二三子
間所　直子　山部　泰司　青木　容子
紫藤　孝作　松井　明子　西田　政嘉
坂田　昭　越智　政俊　古川　宣一
伊藤　光茂　柳本　綾子　佐藤　進
幅田美智子　宮澤　猛　馬渕　弘子
柴田　誠

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年四月二十八日、紺綬褒章を贈与された者は、次のとおりである。

施　正楷

褒章条例第一条により紺綬褒章を贈与する

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年四月二十八日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

長岡フサ子　堀内　弘子　瓦葺　利夫
武藤　実　横井美恵子　荒井　茂雄
野本　醇　北岡　惠子　坂本ももこ
三村　正之　中村　秀夫

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年四月二十八日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

四方　祥樹　平野鵠奈子　松本　武
磯　源喜　阿部八千代　志村　キミ
羽賀　正行　寺田　文代

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

蟻川　浩雄

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年四月二十八日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

渡辺　豊重　千石　唯司　平松　邦夫
田澤　淑子　島村昭治郎

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年四月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

田中産業株式会社
田中運輸機工株式会社
北星運輸株式会社
南星運輸株式会社
中央運輸興業株式会社
鈴鹿貨物株式会社
三光貨物株式会社
株式会社三井住友銀行
花王株式会社
つばさ観光バス株式会社
テルモ株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
小松精練株式会社
坂口電熱株式会社
サン技術コンサルタント株式会社
光陽電気工事株式会社
小林製薬株式会社
株式会社北陸銀行
エムケーインベストメンツ株式会社
フォレストオンセンホテルズ株式会社
エムケートラスト株式会社
株式会社品川グループ本社
沼田資源株式会社
中西電機工業株式会社
有限会社ブライトピック千葉
有限会社祐川商店
松野工業株式会社
リバー産業株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年四月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故秋山司郎遺族　秋山　桂子

褒章条例第六条により褒状を授ける

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年四月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故岩男次江遺族　安倍那須子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成三十年四月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故岡一夫遺族　岡　欣美子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

官庁報告

法務

公証人任免

前橋地方法務局所属公証人竹田勝紀は願により公証人を免ぜられた。

吉田幸久は公証人に任命され、前橋地方法務局所属公証人竹田勝紀の後任を命ぜられた。（以上五月二日）（法務省）